

学習指導要領コード 活用イメージ：教科書・教材等の連携

- 学習指導要領をキーにして、各民間事業者のデジタル教科書・教材ツール・学習ツールや、博物館のデジタルアーカイブを関連付けすることができる。

学習指導要領（小学6年社会）

3 内容の取扱い

（2）内容の（2）については、次のものを取り扱うものとする。

ウ アの（ア）から（コ）までについては、例えば、次に掲げる人物を取り上げ、人物の働きを通して学習できるよう指導すること。～略～ 織田信長…

学習指導要領コード 8220265232000000

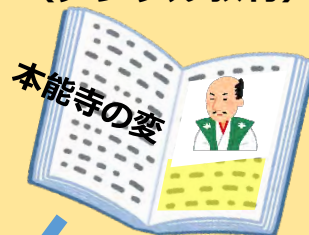
学習指導要領コードで自動的に連携

A社
デジタル教科書



8220265232000000

B社 学習ツール
(デジタル教材)



8220265232000000

C社 学習ツール
(デジタル問題集)



8220265232000000

博物館
デジタルアーカイブ



8220265232000000

① デジタル教科書の該当ページを「ポチッ」

② 関連する教材・問題が自動的に表示

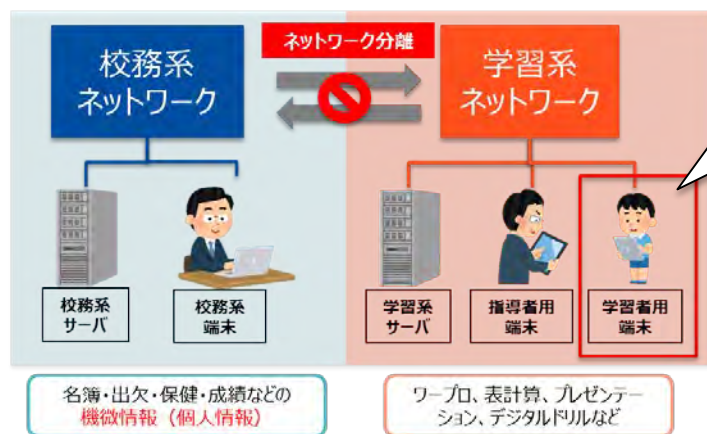
③ 問題解答

④ 解答に関連する資料が表示される

※教材等の各事項には学習指導要領コードが複数付与される場合もあり、常に1対1となるものではない。
(各事項ごとに学習指導要領コードをタグづけて活用するイメージ)

学校におけるネットワークセキュリティの最近の動向

- 昨年末、GIGAスクール構想の実現に向けて動き出すにあたり、その円滑な取り組みが進むよう、学校における情報セキュリティの考え方を改めて整理する必要が生じたところ。
- このため、昨年12月、文部科学省において、GIGAスクール構想を前提に、学校教育における自治体の情報セキュリティポリシーの指標となる「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改訂。
- その中で、以下のような点を整理している
 - ① ガイドラインを一言一句遵守するのではなく、教育委員会・学校が、実現したい環境やコスト、ネットワークの環境等を踏まえ、クラウドサービスの活用も含めた柔軟な環境整備を検討できるよう、ガイドラインの位置付け・構成を見直し
 - ② 学校のネットワークは、原則、教員のみが接続することを前提に機微情報を取り扱う「校務系ネットワーク」と、児童生徒が接続することを前提に機微情報を取り扱わない「学習系ネットワーク」に分離し、原則、個人情報情報は校務系ネットワークにて取り扱うこと
 - ③ 仮に学習系ネットワークで個人情報を取り扱う場合は、セキュリティガイドラインに則り、クラウド事業者が目的外利用や第三者への提供をしないようにすること等必要な対策を講じること



GIGAスクール構想の実現における1人1台端末整備事業は児童生徒が利用する学習者用端末が対象

※原則、機微情報は取り扱わない

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和元年12月版)」において、情報資産は重要性によって分類することとしており、この重要性によりどちらのネットワークにて該当の情報資産を取り扱うかを定義している。

※「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和元年12月版)」

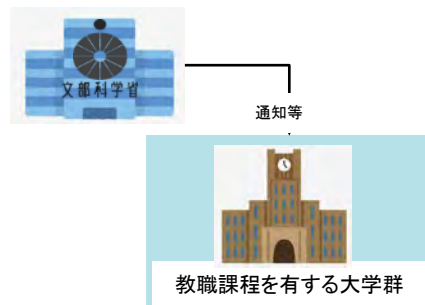
1.3. 情報資産の分類と管理方法

→ 更に、自治体において個人情報に関する行政手続きに関して様々事情等の異なることから、文部科学省のICT活用教育アドバイザー事業を活用しつつ、各自治体の参考となるような情報提供等を行っていくことを予定

GIGAスクール構想の実現に向けたICT活用指導力の向上及び指導体制の充実

1人1台環境における教員のICT活用指導力の向上及び指導体制の充実を図るために、教員養成段階において教員志望者が身に付けるべき資質・能力の修得を狙うとともに、研修段階においても手引きや動画コンテンツ等を活用した指導力向上を図ることに加え、指導体制を充実させるためにICT支援員の配置の促進やICT活用教育アドバイザーによる支援等を行う。

教員養成

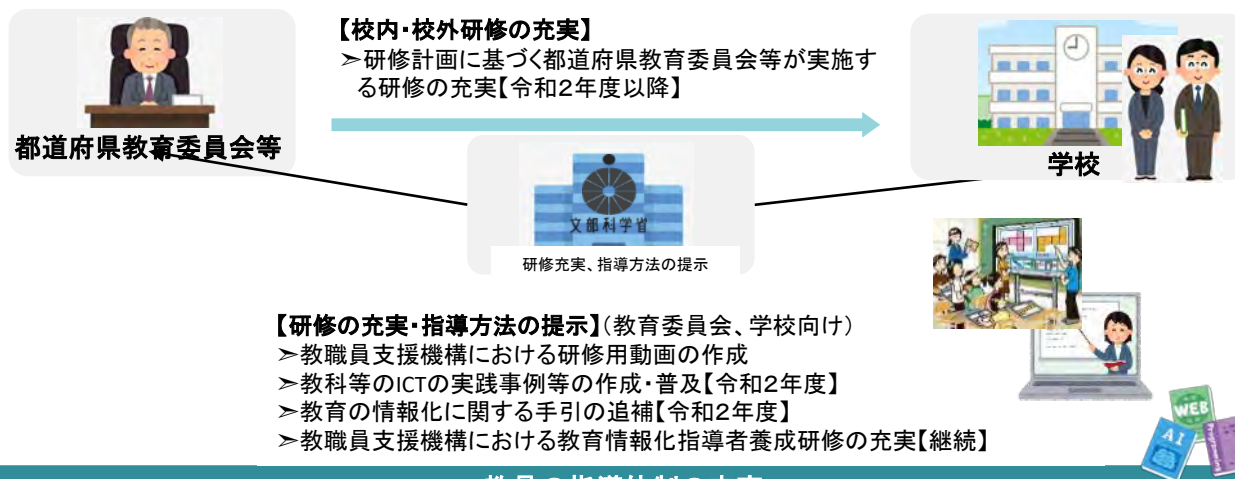


【共通的な教員養成】

- 教職課程においてICTを活用した各教科等の指導法を必修化【措置済】
- 学校のICT環境整備の充実に対応した教員養成等の充実に関する通知を发出【措置済】
- 好事例の展開などを通じ、ICTを活用した各教科等の指導法の内容の充実を図る【令和2年度以降】

現職教員

教員の指導力向上



教員の指導体制の充実

